

平成21年第8回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成21年8月11日(火)

午後1時30分開会

開催日時	平成21年8月11日	開会 1時30分 閉会 3時01分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員長 伊藤 恒子 委員長職務代理者 菊地 邦夫 委員 鮎川志津子	委員 高木 裕 教育長 向井 一身	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 小林 美都江 生涯学習部長 渡辺 博 庶務課長 内田 泰彦 学務課長 前島 賢 指導室長 豊岡 弘敏 統括指導主事 加納 一好 指導主事 浜田 真二 指導主事 濱辺 理佐子	生涯学習課長 尾崎 充男 兼生涯学習係長事務取扱 図書館長 田中 肇 公民館長 大関 勝広 庶務課長補佐 高橋 正恵 兼庶務係長 教科書選定調査委員長 船引 勉 教科書選定調査副委員長 山本 修司	
調 製	玉井 奈保子		
傍聴者人数	15名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 2 1 号	小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
第 3	議案第 2 2 号	平成 2 2 年度小金井市立中学校使用教科書の採択について
第 4	議案第 2 3 号	平成 2 2 年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科書の採択について
第 5	議案第 2 4 号	図書館運営体制の見直しについて
第 6	報 告 事 項	1 今後の日程 2 その他

伊藤委員長 それでは、お時間のようなので、よろしいか。
 ただいまから、平成21年第8回小金井市教育委員会定例会を開催させていただきます。
 日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、鮎川委員と高木委員に願います。よろしく願います。

 (委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

伊藤委員長 それでは、日程第2、議案第21号、小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼についてを議題とする。
 提案理由につき、ご説明をお願いします。

向井教育長 提案理由についてご説明する。
 補助対象者の変更等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。
 細部については学務課長より説明をする。よろしくご審議の上ご議決賜るよう、願いを申し上げます。

前島学務課長 それでは、ご説明申し上げます。
 本条例の一部改正については、東京都の保護者補助金の要領の改正により、条例の一部を改正する必要が生じたものである。
 改正内容は、地方裁量型認定こども園のうち、幼稚園類似施設が認証保育所でない場合、現行では幼児教育のみを受ける3歳以上の幼児、いわゆる短時間利用児を対象とする制度となっているが、今回の改正で、長時間利用児についても支給対象とすることになる。
 これは、幼稚園類似施設から地方裁量型の認定こども園となった時点で都から運営補助費がなくなり、結果的に保護者の負担が増加してしまうということになる。また、今まで幼稚園類似施設の在籍者として保護者が受けていた補助が、どこからの補助も出なくなってしまうものを回避するために、引き続き補助が受けられるように改正するものである。
 また、同じく3条において、ただし書きを追加しているところで

ある。児童養護施設の長、里親、ファミリーホームの事業者等は、平成21年4月1日から、児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金から、幼稚園費の支弁の対象となるということになり、二重支給にならないように、こちらは支給対象から外すものである。

いずれも現在、対象者はいない。

また、4条に2項を追加した。こちらは、国の就園奨励費の支給単価が大きくアップしたことにより、保護者補助金の支給をあわせて行った場合に、保護者への補助金額が幼稚園保育料の保護者実費負担額を上回ってしまうということが想定される。したがって、交付を実費負担までとするように上限を定めるものとして、改正するものである。

施行の期日は公布の日とすることと予定している。

説明は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。事務局の説明が終わった。ご質問はあるか。

それでは、お諮りする。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼については、原案どおり可決することに異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

それでは、異議なしと認める。本案は原案どおり可決することとする。

次に、日程第3、議案第22号、平成22年度小金井市立中学校使用教科書の採択についてを議案とする。

提案理由につき、ご説明をお願いします。

向井教育長

提案理由についてご説明をする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号の規定に基づき、平成22年度小金井市立中学校使用教科書の採択をする必要があるため、本案を提出するものである。

細部については指導室長から説明する。よろしくご審議の上、ご採択賜るようお願いを申し上げます。

豊岡指導室長 平成22年度市立中学校使用教科書の採択についてである。
これまで、小金井市立学校使用教科書採択のための調査研究に関する要綱及び同細目に基づいて、調査研究を進めてまいった。各学校における調査研究、各学校長から推薦された委員で構成された調査研究委員会における調査研究、さらに、それらをもとに調査研究委員会の正副委員長、保護者の代表、教育委員会の事務局等で構成された選定調査委員会で調査研究を行ってまいった。
その結果をまとめたものが、配付した選定調査資料である。選定調査資料は、各教科の教科書について作成している。
なお、本日は、教科書選定調査委員長の船引勉東中学校長、副委員長の山本修司小金井第一中学校長に出席をしていただいている。
説明は以上である。

伊藤委員長 ありがとう。
採択の方法であるが、選定委員長に私どもが質問させていただき、理解を深めてまいりたいと思う。
なお、私どもは選定調査資料を事前に拝見させていただいている。また、今回の採択にかかわる教科書は、平成18年度、前回の教科書採択時に十分検討を重ねさせていただいている教科書と大きな変更がないということから、教科書各社ごとの説明は特にしていただかなくてもよいのではないかと思うが、いかがか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 それでは、進行方法にのっとしてやっていきたいと思っている。

菊地委員長 進行方法には異議ないけれども、この教科書は前回、3年間使ってきたので、私たちが選んだけれども、今回の学力テストとかそういうものを踏まえて、今まで使ってきた中で、今の教科書で問題が出ている。特に変更したいとか、使いにくかったとかいうご意見はなかったか。

船引教科書選 それでは、回答させていただく。
定調査委員長 現在使用している教科書については、小金井市のすべての中学校において、特に支障があったということは聞いていない。

伊藤委員長 わかった。
ほかに補足はないか。

船引教科書選
定調査委員長 特にない。

伊藤委員長 それでは、よろしいか。では、始めさせていただく。
まず、国語から始める。国語の教科書について、ご質問をお願いします。

鮎川委員 新しい学習指導要領には、言語活動の充実を図ることが大切であると示されているけれども、今、使っている光村図書はいかがか。

船引教科書選
定調査委員長 光村図書は、資料として、レポートや手紙の書き方、話し合いの仕方、国語辞典の使い方、古典を学習する際の資料などを扱い、生徒の言語活動を補助する資料を豊富に扱っている。
以上である。

伊藤委員長 副委員長、補足はないか。

山本教科書
選定調査
副委員長 ない。

伊藤委員長 ほかにご質問はあるか。
よろしいか。
では、これより協議に入りたいと思う。
ご意見ををお願いします。

鮎川委員 拝見させていただいて、光村図書は、資料の分量など、あまり多過ぎず、ほんとうに中学生に必要なものがコンパクトにまとまっていて、とても工夫されていると思う。
あと、振り仮名の量も適切で、その振り方にもすごく配慮されている。中学生にわかりやすいように振り仮名が振られていて、とて

もよいと感じた。

伊藤委員長 ほかにないか。

高木委員 今、使っている光村図書だが、文学教材が豊富だと思う。小金井の中学生や子どもたちは大変読書も好きだし、文学作品に大変関心があるということで、今の子どもたちに合っているのではないかなと思う。

伊藤委員長 ほかにないか。

菊地委員長
職務代理者 非常に優しいというか、教科書のスタイルとして、非常に温かみのあるような扱いやすい教科書で、いいと思う。

伊藤委員長 光村は、今、使っている教科書か。

菊地委員長
職務代理者 はい。光村である。

伊藤委員長 ほかにご意見はあるか。
それでは、光村図書がよいというご意見が出されているので、国語の教科書は光村図書でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 それでは、国語の教科書は光村図書と決定する。
では次に、書写をお願いします。
質問をお願いします。
ないか。
それでは、協議に入りたいと思う。ご意見、お願い申し上げます。

菊地委員長
職務代理者 今、東書を使っていると思うけれども、毛筆はなかなか使うチャンスがないけれども、やるとしたら、東書の筆順の使い方とかは非常に丁寧に書いてあって、筆順とか書き方が丁寧になってわかりやすいということで、私は今の東書でいいかなと思っている。

伊藤委員長 選定するときも、筆順などをかなり詳しく検討した覚えがあるが、ほかにご意見。

高木委員 私も見させていただいて、ポスターとか、手紙とか、実生活に即した、内容になっていて、子どもたちも非常に関心、興味を持って勉強できるのではないかと思う。

伊藤委員長 ほかにないか。
鮎川委員、いいか。

鮎川委員 特にない。

伊藤委員長 それでは、東京書籍でよいという意見が出ているが、書写の教科書は東京書籍でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 それでは、書写の教科書は東京書籍と決定する。
次に、社会科地理的分野、願います。
ご質問、願います。

高木委員 現在使っている帝国書院の教科書だが、これは調べ学習に関する配慮といったものはどうか。

船引教科書選
定調査委員長 帝国書院は、生徒に課題意識を持たせる工夫がされてある。調査方法や手順についてもわかりやすく説明されている。図表や資料が豊富にあるので、生徒が問題解決をする際に活用している。
以上である。

伊藤委員長 その他、ご質問はあるか。
菊地委員、あるか。

菊地委員長
職務代理者 質問はない。

伊藤委員長 特にないか。
鮎川委員。

鮎川委員 ない。

伊藤委員長 よろしいか。
それでは、これより協議に入る。ご意見を願います。

菊地委員長 帝国書院だが、扱っている地域がこの近くの八王子があるので、
職務代理者 非常になじみやすい。生徒に、大阪などを挙げられているよりはいいんじゃないかということもあるし、あと、写真とか図表、資料が非常に見やすいということがあるので、帝国でいいんじゃないかなという感じがする。

伊藤委員長 扱っている地域が身近であるということか。

菊地委員長 そうである。
職務代理者

伊藤委員長 ほかにご意見はあるか。

鮎川委員 私も、今、使用している帝国書院がよいと思っている。特にこの教科書の中で、キーワードとかテーマ学習などのコーナーがとても充実している。地理の学習というのは、ただ単に知識だけではなくて、そこからさらに、どのように生徒が興味を持って関心を高めていくかというところもとても大切だと思うので、このような生徒の気持ちを高めて、関心を高めていくコーナーがあるというのはとてもよいと思った。

伊藤委員長 ほかにないか。

菊地委員長 やはり世界の中での日本という位置、そういうものでも対比をしながらやっているの、自分の国というものも意識できて、いいんじゃないかなと思う。

伊藤委員長 ほかにご意見はないか。
 帝国書院がよいというご意見が出されているので、社会科地理的分野の教科書は、帝国書院でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 それでは、社会科地理的分野の教科書は帝国書院に決定する。
 次に、社会科歴史的分野をお願いします。
 ご質問をお願いします。

高木委員 歴史は、年表とか、文献とか、地図といった関連の資料というのがたくさん用いられると思うが、その資料の活用能力を身につけるような、そんな視点で、それぞれの教科書はどのようになっているのか。

船引教科書選
定調査委員長 各社の資料を見てみると、東京書籍は、挿絵や写真、資料が充実して、適切に配置、選択されている。

 教育出版は、地図上で史跡を示すなど、地理の学習との関連づけを図っている。

 清水書院は、文献資料が充実している。

 帝国書院は、地図や絵画などの資料が充実している。

 日本文教出版は、写真、資料の大きさが適切で、見やすくなっている。

 扶桑社は、挿絵、写真が鮮明で見やすく、自由社は、写真などが明るく、見やすくなっている。

 以上である。

伊藤委員長 それぞれの特徴を述べていただいたが、その他、質問はあるか。
 菊地委員、よろしいか。

菊地委員長
職務代理人 はい。

伊藤委員長 それでは、協議に入る。ご意見をお願いします。

菊地委員長
職務代理者 今、選定委員長が言われたけれども、やっぱり東書が、資料とか文献、それから年表、地図、そういうものが非常にバランスがよく配されていると思う。そういう意味で、難易度もそんなに難しくないかなというか、生徒にわかりやすい配列になっていると思うので、今の東書でいいと思う。

伊藤委員長 ほかにご意見はあるか。

高木委員 私も、実は東京書籍がいいと思う。各時代の記述量とか内容といったものがいいと思うし、また、海外の歴史とか文化といったものに触れて、生徒の多面的な思考を促す配慮があるんじゃないかなと思う。

伊藤委員長 ほかに。

菊地委員長
職務代理者 あと、人権問題の歴史的な流れを語っているというところで、それもいいんじゃないかなと思う。

鮎川委員 私も東京書籍がよいかと思った。とても単純なことだが、見開きのページで1項目の配列となっていて、おそらくこの1項目が1単位時間となるかと思うのだけれども、そのような配列だと、不必要にページをめくったりすることもなく、とてもすっきりとした配列で、学習が進みやすいかと思った。

伊藤委員長 ほかにご意見はあるか。
よろしいか。
それでは、東京書籍がよいというご意見が出されている。社会科歴史的分野の教科書は東京書籍でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 では、社会科歴史的分野の教科書は東京書籍とする。
それでは次に、社会科公民的分野をお願いします。
ご質問、お願いします。

鮎川委員 やはりこの分野では、法や決まりの意義について考えることがとても大切だと思っている。今、新聞やニュースなどでも、とてもよく取り上げられているけれども、今年始まった裁判員制度などについての裁判について、各社の扱いはいかがか。

船引教科書選
定調査委員長 東京書籍、教育出版、帝国書院、清水書院、日本文教出版の910番、日本文教出版の914番は、裁判員制度を扱い、国民の司法参加について取り上げている。

東京書籍は、裁判員制度に加え、司法制度改革についても取り上げている。

扶桑社は、裁判の傍聴の仕方について扱っている。

以上である。

伊藤委員長 ほかに。副委員長先生、補足はあるか。

山本教科書
選定調査
副委員長

ない。

伊藤委員長 ほかにご質問はあるか。

いいか。

それでは、協議に入る。ご意見を願います。

菊地委員長
職務代理者 今まで東書を使っていたけれども、やはりこれも、さっき言われたように、政治とか経済、それから世界の国々の扱い方というものが、非常にバランスよくとれると思っているし、学習内容も適切だと思う。

それから、政治優先の先行の書き方ということで、指導のほうもやりやすいんじゃないかなと思われるけれども、いかがか。

伊藤委員長 ほかにご意見はあるか。

高木委員 単純なことだけれども、挿絵とか写真というものが非常に見やすく、今の東京書籍はとてもいいと思う。

伊藤委員長 ほかに。

菊地委員長 あと、国際関係とか人権問題という内容についても充実している
職務代理者 と思うので、いいんじゃないかなと思う。

伊藤委員長 その他ご意見はあるか。
いいか。

それでは、東京書籍がよいという意見が出されている。社会科公
民的分野の教科書は東京書籍でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 それでは、社会科公民的分野の教科書は東京書籍と決定する。
次に、地図帳について願います。ご質問、願います。
地図帳は2社であるか。

菊地委員長 2社だけである。
職務代理者

伊藤委員長 ご質問はあるか。
特にないか。
それでは、協議に入る。ご意見を願います。

鮎川委員 今、使用している帝国書院は、統計資料とか分布図などの色使い
がとてもきれいで明瞭だと思った。また、土地の利用方法で色分け
した地図が多くて、とても見やすいと感じる。

あと、私は近視だけれども、帝国書院の地図の中の字体も大変読
みやすく、地図の色のきれいさとともに字体もとても読みやすいの
で、帝国書院がよいと思う。

伊藤委員長 ほかにないか。

菊地委員長 私も、これは昔から使っているというか、そういう感じで、非常
職務代理者 に見やすい。東書のは、ちょっとどぎつい感じがして、地図の字が

入りにくいという感じがして、私は帝国書院が見やすいと思う。

それから、やはり日本と世界とのかかわり合いということを経えず意識して書かれているという点でも、いいんじゃないかなと思う。

伊藤委員長 私たちにとってもなじみ深い帝国なのかもわからないが、ほかにご意見はあるか。

選定するときには、高地の色が特色があるということで、やや議論があったが、使用上では何かそういう、子どもたちからの意見はなかったか。

船引教科書選
定調査委員長 特に各学校からは出されていない。

伊藤委員長 そうか。わかった。
ご意見はもうよろしいか。
それでは、帝国書院がよいという意見が出されている。地図は帝国書院でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 それでは、地図は帝国書院に決定させていただく。
次に、数学をお願いします。ご質問はいかがか。

菊地委員長
職務代理者 数学というのは、基礎的なこととか基本的な内容が定着しているということが大事だと思うけれども、この点について、今まで使った東書だが、この教科書の配慮についてはどうか。

船引教科書選
定調査委員長 東京書籍は、教科書の例題の説明が平易な表現であったり、大切な内容については囲みをつけたりして、わかりやすく表記されている。
また、基礎的な内容を中心に構成されてもいる。
以上である。

伊藤委員長 ほかにご質問はあるか。いかがか。
いいか。

高木委員もよろしいか。

高木委員 はい。

伊藤委員長 それでは、協議に入る。ご意見を願います。

菊地委員長
職務代理者 今、委員長から説明があつたけれども、生徒の習熟度に沿って、生徒にも、低いというか、基礎的なものをしっかりしなくちゃいけない生徒もいると思うけれども、この教科書は、そういう習熟度に合った意欲を高めるという内容で、私は東書でいいのかなと思った。いろいろな説明もあつて、考えを伸ばしていける。どの生徒にも合う使い方ができるという点ではいいのかなと思った。

伊藤委員長 ほかにあるか。

高木委員 私も、東京書籍だが、発展的な部分が、発展とか自由研究という形でまとめられていて、大変わかりやすいんじゃないかなと思う。

伊藤委員長 いろいろな子どもたちに対応できる。発展も考えられるということで、東京書籍がよいのではないかというご意見が出されているが、数学の教科書は東京書籍でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 それでは、数学の教科書は東京書籍と決定させていただく。
次に、理科を願います。
ご質問を願います。

鮎川委員 理科では、観察や実験などの体験活動がとても大切だと思っている。特に実験は、なかなか家庭ではできるものではないので、学校の授業の中での実験をきっかけとして理科に興味を持つことも多々あると思っている。
実験に関してだが、実験の安全面についての配慮は、各社の資料などにはあるか。

船引教科書選定調査委員長 どの社の資料にも、実験器具の安全な扱い方について説明がついており、安全には配慮されている。
以上である。

伊藤委員長 ないか。

山本教科書選定調査副委員長 ない。

伊藤委員長 ほかにご質問はあるか。
ご質問がないようなので、協議に入る。ご意見を願います。

菊地委員長 職務代理者 この教科書は、ほかに比べて非常にぱっと見やすい。やっぱり理科というのは、視覚的に入ってくることも大事だと思う。啓林館は写真もいいし、図も豊富だし、非常に見やすいということで、取つきやすいかなと思う。
また、発展問題もしっかりしているし、解説が丁寧についているということで、非常に学習しやすい教科書として、啓林館がいいと思う。

伊藤委員長 ほかに。

高木委員 私も、啓林館だが、ちょっと判が大きいのか、そのせいもあって、今、菊地先生が言われたように、大変見やすいし、いいんじゃないかなと思う。

伊藤委員長 一つだけ判が大きくて、その分、写真が大きくて見やすいというご意見だったが、ほかにあるか。

菊地委員長 職務代理者 やっぱり環境問題とか情報問題も入っているし、あと、内容が少し高度だけれども、それに対して説明がちゃんとついているので、発展していくにもいいんじゃないかなという気もする。

伊藤委員長 発展学習によいということか。

菊地委員長
職務代理者

はい。

伊藤委員長

ほかにご意見はあるか。

いいか。

それでは、啓林館がよいのではというご意見が出ている。理科の教科書は啓林館でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

それでは、理科の教科書は啓林館と決定させていただく。

次に、音楽をお願いします。

ご質問はあるか。

鮎川委員

音楽の教科書は、音楽一般と音楽器楽に分かれているけれども、指導上、やはり同一発行者の教科書がよいのか。

船引教科書選
定調査委員長

やはり同一の社のほうが、文字や五線譜、それから音符などの大きさ、説明文や挿絵、写真など、見やすさの点で共通するところがあり、使いやすいと考えられる。

以上である。

伊藤委員長

ほかにご意見はないか。

それでは、音楽一般と音楽器楽を一括協議させていただきたいと思う。

ご意見をお願いします。

高木委員

私は、小金井の中学生は大変音楽にすぐれているし、興味もあると思う。この教育芸術社は、学習マップなのか、あれで教育のねらいが大変明確になっていて、興味、関心を引くんじゃないかなと思う。今の小金井の中学生に適した教科書ではないかなと思う。

鮎川委員

器楽のほうも、教育芸術社の教科書は、楽器の奏法について丁寧な説明や図がたくさんあって、わかりやすいと思った。

例えば伝統的な楽器のお琴なども、つめを立てる、角度がわかる図が入っていて、私などは全くたしなみがないが、とてもわかりやすいと思った。

生徒が段階的に取り組めるように、配慮がされていると思う。

伊藤委員長 菊地委員、よろしいか。

菊地委員長 歌唱曲に伴奏がついているので、器楽と一緒にやるのに、子どもたちが楽しめるんじゃないかと思って、いいと思う。

伊藤委員長 自分たちでできるということか。

菊地委員長 はい。
職務代理人

伊藤委員長 ほかにご意見はいいか。
それでは、教育芸術社がよいというご意見であるので、音楽一般及び器楽の教科書は、教育芸術社でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 では、音楽は、音楽一般及び器楽の教科書は教育芸術社とする。
次に、美術をお願いします。
ご質問はあるか。
よろしいか。

鮎川委員 ない。

伊藤委員長 それでは、協議に入りたいと思う。
ご意見をお願いします。

高木委員 日本文教出版、現在使っているものだが、大変作品が個性的で、生徒の作品も非常によく工夫して載っていると思う。
あと、先生方も授業に使いやすいというご評価もあるし、日本文教出版がいいのではないかなと思う。

伊藤委員長 ほかにいかがか。

鮎川委員 美術の教科書はどれも皆、開いて、とてもきれいな印刷なのだけれども、こちらの教科書は、単元名などわかりやすく、美術にそれまで興味がなかった生徒にも、ぱっと見て、すてきだなと思えるような構成になっていると思った。

菊地委員長
職務代理者 わりと身近なものも扱っているので、いいんじゃないかなと思う。

伊藤委員長 扱いが身近だということか。

菊地委員長
職務代理者 はい。

伊藤委員長 それでは、日本文教出版がよいというご意見であるが、美術の教科書は日本文教出版社でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 では、美術は日本文教出版とする。
次に、保健体育をお願いする。
ご質問はあるか。
選定調査資料を拝見させていただくと、教科書の表紙のデザインなどにも先生方のご意見が及んでいて、大変熱心に研究をしていたのだと思うが、ご質問はないか。
それでは、協議に入る。
ご意見をお願いする。

菊地委員長
職務代理者 学研だけれども、すべてカラーなので見やすいのと、それから、図やイラストが明るい色使いだったので、非常に見やすいと思う。表記もわかりやすいという点で、学研がいいかなと思う。

伊藤委員長 今、使っている教科書の学研か。

菊地委員長
職務代理者

そうである。

伊藤委員長

ほかにあるか。

高木委員

私も、今の学習研究社は、今、大変問題になっている薬物乱用防止に関する表記が七、八ページにわたってあって、大変充実しているんじゃないかなと思う。

それと、全体として、生徒の発達段階に応じた適切な構成になっているんじゃないかなと思う。

伊藤委員長

ほかにご意見はあるか。

菊地委員長
職務代理者

ほかの教科書にはないけれども、生理的な、性の問題だけれども、これがなかなか人に聞けないとか、かえって変な考えになるというように性の問題について、ちゃんと書いてあるということで、かえって明確になっていいんじゃないかなと。

何も書いていないと、いろいろな憶測で物を考える生徒がそういう悪い世界に入りやすいけれども、むしろはっきり書いてあったほうがいいというところで、そういう点では、この教科書がいいんじゃないかと思っている。

伊藤委員長

ほかにあるか。
特にいいか。

鮎川委員

はい。

伊藤委員長

それでは、ほかにご意見がないようである。

学習研究社がよいというご意見である。保健体育の教科書は学習研究社でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

では、保健体育の教科書は学習研究社で決定する。

次に、技術をお願いする。

ご質問はあるか。

鮎川委員 今、学校では、インターネットなどを活用した学習が大変多くなっていると思う。小金井の学校も、コンピューター室にインターネットの回線が通じて、使えるようになってから10年近くがたっていて、大変よく活用していただいていると思う。

今回のこちらの各社の資料において、情報教育についての扱いというのはいかがか。

船引教科書選定調査委員長 どの教科書も、コンピューターの利用については、丁寧に扱っている。

伊藤委員長 その他ご質問はあるか。
補足はあるか。

山本教科書選定調査副委員長 ない。

伊藤委員長 それでは、協議に入る。ご意見をお願いする。

鮎川委員 今日的な問題として、インターネットの利用による犯罪があると思う。もちろん技術の授業は、インターネットとか情報教育ばかりではないのだけれども、こちらの東京書籍は、マナーだけでなく、安全対策などについても、とても丁寧に表記されていると感じた。

また、インターネットだけではなく、携帯電話などについても、東京書籍は内容に織り込まれていたのも、情報モラルの指導が充実している東京書籍がよいと思う。

伊藤委員長 ほかにご意見はないか。

菊地委員長 職務代理者 ものをつくっていく中でも、環境問題に触れているという点では、いいんじゃないかなと思う。

伊藤委員長 今、ものづくり教育が重要視されているが、その中で、環境も扱っているということか。

菊地委員長
職務代理者 環境に配慮しながら。

伊藤委員長 環境に配慮しながら、ものづくりをやっていくと。
ほかにご意見はあるか。
よろしいか。
それでは、東京書籍がよいというご意見である。技術の教科書は東京書籍でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 では、技術の教科書は東京書籍と決定する。
次に、家庭科をお願いします。
ご質問、お願いします。
よろしいか。ご質問はないか。
それでは、協議に入る。ご意見をお願いします。

鮎川委員 今、使用している東京書籍は、実生活と直結する学習が多く取り入れられていると思った。消費生活の部分とか、いろいろな、ほんとうに私たちがこれから生きていく上での生活で、結びついていることもたくさん記載されている。
なので、東京書籍がよいと思う。

伊藤委員長 ご意見はあるか。

菊地委員長
職務代理者 今、学校の給食で問題になっているけれども、食のアレルギーについても適切に記述されているということで、東書でいいと思う。

伊藤委員長 そのところが詳しく書かれているということか。

菊地委員長
職務代理者 はい。

伊藤委員長 ほかにご意見はあるか。
 それでは、東京書籍がよいというご意見である。家庭科の教科書は東京書籍でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 では、家庭科の教科書は東京書籍と決定する。
 次に、外国語をお願いします。
 ご質問はあるか。

高木委員 英語の文法を学ぶ上で、be動詞と一般動詞、先にどちらを学ぶかということで、be動詞を先にとということのようだが、これは何か理由があるというか、どういうことなのか。

船引教科書選
定調査委員長 be動詞を先に学習する教科書は5社ある。
 例えば、「I am Funabiki」というように、be動詞を先に学習したほうが、コミュニケーション能力を高めるといふような基本的な部分でも、自己紹介がしやすいという面がある。
 また、一般動詞については、I とyouで形が変化しないという長所がある。
 以上である。

伊藤委員長 be動詞を最初に持ってくるか、一般動詞を持ってくるかということか。

船引教科書選
定調査委員長 はい。

伊藤委員長 その他ご質問はあるか。
 いいか。
 それでは、協議に入る。ご意見をお願いします。

菊地委員長
職務代理者 今、三省堂を使っていると思うけれども、三省堂の副読本の中に、ワーク、ドリル、ピクチャーカード、フラッシュカードなど、いろ

いろいろついていて、副教材との統一性があるものが充実しているので、非常に使いやすいのではないかなと思う。

伊藤委員長 生徒にとって使いやすいと。

菊地委員長
職務代理者 はい。

伊藤委員長 ほかにご意見はあるか。

鮎川委員 私も、三省堂は、日本の文化とか自分の主張のスピーチなど、言語活動の充実が図られているので、よいと思う。

私が海外で生活していたときにも、日本の文化を紹介したり、自分の主張をスピーチで伝えるということは、とても必要性を強く感じた。

であるので、このような内容を中学生のうちから触れられるというのは、とてもよいと思っている。

伊藤委員長 ほかにないか。
高木委員いかがか。よろしいか。

高木委員 はい。

伊藤委員長 では、三省堂がよいというご意見である。外国語の教科書は三省堂でよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 それでは、外国語の教科書は三省堂と決定する。
それでは、全部検討を終わった。

平成22年度小金井市立中学校使用教科書の採択につき、国語は光村図書、書写が東京書籍、社会科地理的分野が帝国書院、社会科歴史的分野が東京書籍、社会科公民的分野が東京書籍、地図が帝国書院、数学が東京書籍、理科が啓林館、音楽が教育芸術社、美術が

日本文教出版、保健体育が学習研究社、技術が東京書籍、家庭が東京書籍、外国語を三省堂と決定する。

以上で、平成22年度中学校使用教科書の選定を終了する。

ありがとう。

(船引教科書選定調査委員長、山本教科書選定調査副委員長 退室)

伊藤委員長 次に、日程第4、議案第23号、平成22年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科書の採択についてを議題とする。

提案理由につき、ご説明願う。

向井教育長 提案理由についてご説明する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号の規定に基づき、平成22年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科書の採択をする必要があるため、本案を提出するものである。

細部については統括指導主事から説明する。よろしくご審議の上、ご採択賜るようお願い申し上げます。

加納統括
指導主事 市立小・中学校特別支援学級使用教科書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号に基づき、小金井市教育委員会が毎年採択することとなっている。

また、特別支援学級においては、学校教育法附則第9条により、文部科学省検定済み教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、ほかの適切な教科用図書を使用することができるとしている。

各学級においては、児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性にふさわしい内容であるかを調査研究し、このたび、案として提出させていただいた。採択のほどをよろしく願います。

伊藤委員長 説明が終わった。

ご質問、ご意見を願います。

菊地委員長
職務代理者 この教科書は、先ほどの中学校の教科書と違って、原案として提出されたこの教科書を協議すればよろしいのか。

加納統括
指導主事 ご指摘のとおりである。使用を希望する教科書について、各学校から提出されているので、それを原案として提出させていただいた。よろしく願います。

伊藤委員長 第一小学校、第二小学校、小金井第二中学校について提出されているものについて、質問どうぞ。

菊地委員長
職務代理者 今、使用している教科書で、前のと変更した教科書はあるか。

加納統括
指導主事 次年度から使用が変更される教科ということだけれども、第一小学校、第二小学校では、生活科の教科書を通常の学級で使用する教科書に変更した。
また、第二中学校では、英語の教科書を、今までは一般図書からも使用していたけれども、通常の学級で使用する教科書のみとした。以上である。

伊藤委員長 ほかにあるか。ご意見、ご質問。

鮎川委員 質問である。同じ小学校でも、第一小学校と第二小学校では教科書が違うものが幾つかあるようだが、これは、障害など児童の実態に応じて、このように同じ小学校でも変えていらっしゃるということか。

加納統括
指導主事 ご指摘のとおりである。同じ小学校の段階であっても、それぞれに通っている子どもが違うので、障害など児童の状況に応じて教科書を選択している。

伊藤委員長 ほかにご質問はあるか。

高木委員 一小のほうには家庭と保健がないけれども、それはよろしいのか。

加納統括
指導主事 やはり児童の実態に応じてというところである。第二小学校では調理とか裁縫の時間に、一般図書を家庭科の教科書として使用している。第一小学校では、調理などの時間、ほかの教材、例えば先生

方がつくられた教材やワークシートなどをもとにして授業を行っている。

以上である。

伊藤委員長

ほかにないか。

私のほうから1つ、質問させていただいてよろしいか。

第二中学校の技術・家庭というところがあるが、この技術・家庭で、「私たちの進路」という1冊が選定されているというふうに解釈させていただいてよろしいか。

加納統括
指導主事

こちらのほうは、全般的に技術・家庭を学んでいくということよりも、職業選択、進路学習のために、主に3年生が使う教科書となっている。

以上である。

伊藤委員長

ほかにないか。

よろしいか。

それでは、お諮りする。平成22年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科書の採択については、原案どおり可決することに異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。

それでは、日程第5、議案第24号、図書館体制の見直しについてを議題とする。

提案理由につき説明願う。

向井教育長

提案理由についてご説明する。

小金井市図書館協議会からの「図書館運営体制の見直しについて」の答申を検討した結果、「「図書館の運営体制の見直し」に関する市の方針」を決定するため、本案を提出するものである。

細部については図書館長より説明するので、よろしくご審議の上ご議決賜るよう、お願いを申し上げます。

田中図書館長

それでは、議案第24号について、細部にわたりご説明する。

まず、お手元の、「図書館の運営体制の見直し」に関する市の基本方針をごらんになっていただけるか。経過からご説明する。

小金井市立図書館では、図書館サービスの充実を図るため、平成16年7月2日付けで小金井市図書館協議会に、「図書館の管理運営体制の見直しについて」及び「民間活力等の導入について」の2項目の諮問を行い、平成17年6月15日に、「図書館運営体制等の見直しについて」を受けた。

その答申を受けて、正規職員5名を減員し、非常勤嘱託職員15名を増員して、西之台会館図書室の開館日及び開館時間帯の拡大、移動図書館車の運行回数及びステーションの増、そして夜間開館時間帯の拡大に取り組んできた。

こうして図書館サービスの一定の整備を図ったが、利用者の皆様からの開館時間の拡大を求める要望は引き続き高く、平成21年第1回市議会定例会では、「図書館の開館時間を遅くとも朝9時からとし、夜間開館も拡大していただくことを求める陳情書」が採択されている。

また、平成22年度から、「(仮称)第3次行財政改革大綱」が実施予定であるが、その目的として、『「市民協働」、「公民連携」等を基本原則として、自律した行政経営の確立を図り、市民満足度の向上を目指す』と謳われている。

図書館の職員体制では、本館開館以来、これまで図書館行政を専門的職員として支えてきた団塊の世代の大量退職を迎えるに当たり、平成23年度以降、職員体制が脆弱になり、業務遂行に支障を来す懸念を抱えている。

図書館では、このような図書館を取り巻く状況及び抱える諸課題を踏まえ、現行の運営体制の枠組みでは市民要望等に応えるのは困難と考え、民間活力の導入により市民要望に応えるべく、平成20年4月24日、図書館協議会に、「図書館運営体制の見直しについて」を諮問した。

図書館協議会においては、1年3カ月にわたって9回の協議会と4回の小委員会を開催して、丁寧にご審議いただき、平成21年7月9日、小金井市図書館協議会会長から小金井市立図書館長に、「図書館運営体制の見直しについて」をいただいた。

では、答申資料1をごらんいただき、2ページをお開きいただ

るか。

3として、業務委託のメリットとデメリットを検証した結果、直接、市ではできない問題、プライバシー保護の問題、委託職員の専門性や熟練度の問題、コストの問題などから、一部委託には慎重であるべきとし、基本的に直営方式のもとで、運営体制の改善を追求すべきとの結論が出ている。

続いて、4ページをおめくりいただけるか。

そして、改善を図るための提言内容は、職員を減員し、非常勤嘱託職員を増やしてサービスの拡充を図るを骨子としているが、実現が厳しい内容となっている。

では、図書館協議会からの提言に対する市の考え方をご説明する。

(1) 職員体制について。

1であるが、提言のとおりと考えている。ただ、ここで言う少数精鋭の職員確保のために、民間活力を導入できる業務は委託して、図書館業務の根幹部分である選書やレファレンス、そして企画部門に力を注げる運営体制を確立する。

2番である。提言のとおりと考えている。このために、今回の図書館窓口業務の一部委託化により、これまでの一般行政職と専門的職員の混在による運営体制から、司書資格を有した図書館業務を主にする専門的職員による運営体制とする。この専門的職員は、他の行政部門も経験するが、図書館業務を主に担う職員とする。図書館長については、専門的職員からの任用を基本とする。

次に3番であるが、非常勤嘱託職員の勤務時間は、小金井市非常勤嘱託職員の勤務時間及び休暇等取扱要綱第2条で、「休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき、1週間当たり30時間を超えない範囲において任命権者の定めるところによる。」としており、週30時間を超える雇用はできない。現行は週29時間雇用であり、最大時間数の雇用をしても、1人週1時間の増加にとどまる。

4番である。非常勤嘱託職員の研修及び経験や能力に応じた待遇については、今後の労使間における課題と考えており、提言された内容が直ちに実現されるのは困難との認識を持っている。

5番である。上記要綱については、小金井市立図書館における非常勤嘱託職員と正規職員との配置のバランスを考慮して制定されたものであり、同要綱第2条において、「正規職員との構成比率、勤務時間数算出で奉仕係の50%までにする。」と定められている

が、現行では大幅な乖離が見られており、早期の是正が望まれる。

次に、(2) 開館時間等の改善である。

1 番に対して、利用者の声及び図書館の理念を踏まえつつ、閉館時間は定めていきたいと考えている。

2 番に対して、今後の運営または新図書館での新規サービスで考えたいと思う。

3 番だが、提言は、現行の場所ではサービス内容を工夫しなければ、午後 9 時までの開館は必要ないとの考えである。新図書館では、提言のような新規サービスを展開したいと考えているが、現行図書館の開館時間についても、利用者の声及び図書館の理念を踏まえつつ定めたいと考えている。

(3) 業務の合理化と柔軟な運営体制。

1 番である。「自動貸出機」は利用者に多大な利便性があると認識しているが、実現には、設置場所の確保、全資料への読み取り用 IC タグ貼付及び貸出確認ゲート設置が必要であり、直ちに実現することは困難との認識である。新図書館での新規サービスの中で考えていきたいと思う。また、資料相談体制、レファレンスについては、従来どおり正規職員による対応とし、新規サービスも加味して、より充実したものとする。

2 番であるが、提言の非常勤嘱託職員による分室運営については、非常勤嘱託職員の補助的業務という業務の位置づけから見て、実現困難との認識である。

3 番であるが、提言のように個別に業務委託を行うよりも、窓口業務も含めて業務委託をするほうが合理的と考えている。また、ボランティア導入は、ボランティア室の整備などが必要であり、新図書館の新規事業の中で検討していく。

(4) 新図書館建設に向けての準備である。

1 番である。提言のとおりと考えている。そのために、ここで専門的ノウハウを持った専門的職員の確保、養成に努めていく。

2 番である。提言のとおりと考えている。今後の実現を目指す。それでは、基本方針の 2 ページにお戻りいただけるか。

このように答申を慎重に検討した結果、今後の図書館運営については、窓口業務について一部委託化を実施し、まず、平成 22 年度に本館の窓口業務の一部委託化、続いて平成 23 年度には、分室も含めた窓口業務の一部委託化を実施して、開館日及び開館時間帯の

拡大・充実を図りたいと考えている。

職員体制については、今回の運営体制の見直しにより、新たに「図書館専門的職員」として位置づけ、少数精鋭の専門的職員の体制とする。

担う業務については、図書館根幹業務である選書などの蔵書構成にかかわる業務、高度な調べ物に答えるレファレンス業務、そして読書活動推進のための企画部門に携わり、将来にわたり持続し安定した市民の要望に応えられる図書館を目指すこととする。

次に、1として運営内容であるが、資料収集、レファレンス、企画関係は専門的職員が携わり、貸出・返却等の窓口業務や窓口業務に関連するバックヤード業務——これは書架整理、利用者データ、書誌データ入力、督促業務などの裏方の仕事になるが——については委託とする。

2、職員体制であるが、今回の図書館窓口業務の一部委託化により、これまでの一般行政職と専門的職員の混在による運営体制から、司書資格を有した図書館業務を主にする専門的職員による運営体制とする。

①、窓口業務の一部委託化に伴い、図書館奉仕係の正規職員は、司書資格を有する専門的職員として位置づける。

②、図書館専門的職員は、図書館以外の部門も異動により経験を積むが、職務経歴において、主として図書館業務を専門とする。

③、図書館長は専門的職員からの任用を原則とする。

3番として、一部委託の推移であるが、平成22年度に本館窓口業務を一部委託し、平成23年度には分室を含め、図書館全館の窓口業務を一部委託化する。

4番で、人員体制の見直しによる財政効果であるが、現行の人員費内だと考えている。

5番である。22年度のサービス効果（本館）であるが、開館日数において、現行では288日のところ、委託後は340日となるので、効果として52日増える。

休館日は、毎週月曜日と第1金曜日などが休館日だったが、委託後は月1回のお休みが基本となるので、定期休館日については月1回になる。

開館時間については10時から17時であった。ただ、水、木、金曜日は10時から20時までの夜間開館を実施していたが、委託

後はすべて9時から20時となる。

次に、6番である。23年度サービス効果（分室）であるが、開館日数については、現行280日だったものが、委託後は340日となる。効果としては60日増える。

休館日は、現行は毎週火曜日、第1金曜日、それから祝日等はお休みだった。委託後については、月1回のお休みが基本となるので、定期休館日については月1回になる。

開館時間については、現行は10時から17時、ここは夜間開館はやっていなかった。委託後については9時から19時ということで、開館日についてはすべて9時から19時となる。

7番、正規職員の推移である。

まず、21年度をごらんになっていただけるか。本館であるが、「◎」は図書館長である。「●」は庶務係2名になっている。四角で囲ったものは司書ということで、司書はここでは6名、一般職が2名、東分室については司書が1名、一般職が1名、緑分室については司書が1名、その他2名というふうになっているが、22年度に本館の一部委託を実施する。そうすると、図書館長1、庶務2は変わらないが、奉仕係職員については5名残る。この5名については、全員が司書有資格者ということになる。

23年度も同じである。23年度については、東分室、緑分室も委託をするので、ここでは職員がゼロになって、図書館長が兼務ということになる。24年度以降はこの体制で続けていく。

次に、8番で、平成22年度の提案体制である。

まず、正規職員について、左側が提案で、右側の括弧書きが20年度の人員体制になる。館長、庶務係は変わらないが、奉仕係については、本館については8名だったものが5名である。東、緑については変わらない。計13名で、20年度16名だったので、3名減ということである。

非常勤については、本館がゼロになる。東、緑についてはそのままであるので、5名で、23名だったものが18名の減ということになる。

合わせて18名の職員体制となる。

次に9番で、平成23年度の提案体制である。

正規職員であるが、図書館長1、庶務係1、それから奉仕係であるが、本館が5、これは変わらない。東分室0、緑分室0で計7名。

ここに、再任用職員を庶務係に1名充てる。そこで1名増える。非常勤嘱託職員については0になる。計、正規職員が全部で8名ということになる。

最終的に、正規職員については、平成21年度に対して9名減員、非常勤嘱託職員については23名の減員となる。この減員の財源をもって図書館開館日の拡大を図り、あわせて職員体制を専門的職員で強化して、図書館の抱える諸課題の解決に努め、将来に向けて、レベルの高い、安定し持続した図書館の運営に努めてまいりたいと考えている。

説明は以上となる。ご審議の上ご議決賜るよう、よろしく願います。

伊藤委員長 説明が終わった。ご質問、ご意見をお願い申し上げます。

鮎川委員 質問である。図書館の窓口業務の一部委託化のメリットとして、答申の中にもメリットが4行ほど書かれていて、今ご説明いただいた基本方針のほうにも、サービス効果ということで、開館日数の大幅増などというのは、私ももちろん一目見てわかる。それ以外にもう少し詳しく、一部委託化することについての改善されるものとか、もしくはレベルアップするものについて教えていただけるか。

田中図書館長 さきにご説明したように、開館時間帯及び開館日は大幅に拡大される。

それから、職員については専門的職員ということにするので、職員の確保、養成を図る。

あと、窓口業務にこれまで1日に3分の1から2分の1ぐらいが入っていたので、窓口業務にかなり時間をとられていた。そして各種事業への時間が割きにくい状況があった。これからは、司書が窓口から外れた時間帯を活用して、各種事業の充実や立案を図れることになる。

例えば、第2次子ども読書活動推進計画を策定したが、ここでは学校図書館との連携を重点項目として掲げているが、学校図書館関係職員と司書が交流して、必要に応じて技術的指導、例えば図書の選定、除籍、分類などについて支援することが可能となる。

また、レファレンス業務に専念できるので、レファレンスの技術

を高め、また、メールによるレファレンス対応なども可能となる。
以上である。

鮎川委員

続いて、今のお話に関連して、もう一つよいか。

今後、正規職員の方々は専門的職員として位置づけるというようなお話だと、こちらの資料にもあるけれども、要するに専門的職員というのは、今ご説明があったように、司書の資格を持っていらっしゃる方で、専門的なお仕事をさせていただけるという理解でよいか。

田中図書館長

これまで図書館の職員については、専門的職員ということではなく、一般行政職からの人事異動で配置されてきている。それで、図書館の職員については、図書館法の第13条で、図書館には専門的職員を置く。第4条で、専門的職員は司書と称する。司書は図書館の専門的業務に従事するというふうに規定されている。

図書館職員としての専門性を高めるには、司書資格も必要なのだが、やはり図書館において長い経験を積むことが必要だと思っている。それで、今後、小金井の図書館専門的職員については、専門職としての位置づけはしないが、他の行政部門も経験する職員として、図書館業務を専らとする職員とする。

これは、やはり図書館の経験だけだと、どうしても視野が狭くなるので、他の部門も経験していただいて、広い視野を持った職員を育てて、図書館運営に当たっていただきたいと考えている。

以上である。

鮎川委員

よくわかった。どうもありがとう。

菊地委員長
職務代理者

運営協議会のほうの答申としては、非常勤を増やすという方針でなってきたんだけど、それが不可能だということなんだけれども、答申とちょっと方向性としては違うけれども、どうして非常勤を増やすということは難しいのか。

田中図書館長

答申の内容は、提言の内容ですが、正規職員を減らして、非常勤嘱託を増やして業務に当たるということが主眼となっている。

現行、図書館の考え方ですが、非常勤嘱託職員というのはあくま

でも補助的職員なので、正規職員とセットになって窓口等を運営している。ここで非常勤嘱託職員が増えてしまうと、あわせて、本来であれば正規職員を増やさなければならないという事情もある。

ところが答申の内容は、正規職員を減員するので、非常勤さんだけ多くなって、一緒に携わる正規職員が減ってしまうということで、この提案では非常に難しいというのが1つある。

もう一つは、職員の考え方であるが、職員は現行の非常勤さんを、一緒にお仕事をしていて、これ以上増やすのは非常に難しいという考えを持っている。それで、図書館協議会のこういった考え方は難しいという意見をいただいている。

以上である。

高木委員 現行の人件費内で、委託によってこれだけのサービス向上ということだが、その確かな根拠があるのかということが1点と、あと、近隣地域で民間委託をされているような事例があるのかどうか。

その辺をお聞きしたい。

田中図書館長 根拠ということであるが、これは、実際の業者の方に委託内容の案をお示しして、見積もりをとっている。

あと、近隣の図書館の委託状況ということであるが、まず、東京23区については、荒川区を除いて、残りの22区ではすべて委託または指定管理等が導入されている。

三多摩地区では、平成18年に、稲城市立中央図書館については全部委託で運営をしている。

平成19年に府中の市立中央図書館がオープンしているが、ここが一部委託でやっている。

平成21年9月に、稲城市で新しく分館ができるが、ここには指定管理者が導入される。

立川市の状況だが、立川市では指定管理者の導入が提案されているが、平成22年度に地区館のほうで実施をするという方向性を聞いているところである。

以上である。

伊藤委員長 よろしいか。

ほかにご意見はあるか。

鮎川委員 ちょっと素人的な質問で申しわけないけれども、例えば開館時間を延長するために勤務時間をずらしたり、朝8時半の出勤ではなくて午後からの出勤とか、時差があるというのは大変な勤務状況とは思いますが、そのような勤務シフトでの対応というものは考えられないのか。

田中図書館長 確かに委員のご指摘のとおり、勤務時間帯をずらして勤務させて、開館時間の延長を図るといような手段はある。

ただ、現在の状況だが、正規職員については時間外手当でもって業務に当たらせているのである。それで、勤務時間をずらして勤務をさせると、例えば、非常勤嘱託職員の場合は単純に勤務時間帯がずれるだけだが、正規職員については、勤務時間内にこれまでの時間外でやっていた分が組み込まれてしまうので、業務内容が非常に厳しくなると考えられる。

結果、窓口業務以外の仕事をこなすことが困難になり、また時間外勤務をするという状況が生まれかねない。それで職員が疲弊して、他の業務がおろそかになってしまうと思われる。

あと、勤務時間をずらしてやった場合、開館時間帯の延長は可能であるが、開館日を増やすことは困難なので、このためにはまた人的配置が必要になる。

以上である。

鮎川委員 そこまで考えが及ばなかった。どうもありがとう。

高木委員 この答申の中で、区内で起きた委託職員による利用者情報の不正使用事件ということで、プライバシーということで、民間に委託することに対する懸念が答申の中にあるけれども、その辺はどのようにお考えか。

田中図書館長 確かに利用者のプライバシー保護というのは、図書館は万全をもって当たらなければいけないということだと思っている。

個人情報保護については、委託後、業者と契約を結ぶ中で、その遵守を厳しく求めていく。図書館利用者の個人情報の保護については最重要課題という認識をしていただいて、個人情報の保護を社

員等に徹底して、社員等が職を退いた後も含めて、万全を期するようなこととする。

あと、利用者情報の事故というのは、直営でやっても起こるのである。ただ、直営でやっていた場合には、責任者等の処罰で済んでしまう。これが民間等でやった場合には、処罰もさることながら、信用を失ってしまうので、次の受託先が見つからないということになるので、直営でやるよりも、民間会社にとってはそういった点がもっとシビアなのかなという認識を持っている。

以上である。

伊藤委員長 ほかにあるか。

ちよっとご質問してもいいか。答申と違うというような提案であるが、もし、そのような答申と違う形で、これを採択というか、決議した場合、今後どのようになるのか。

田中図書館長 今日ご審議いただいて、ご承認をいただいたら、これを市報のほうで、答申を受けたが市政に反映しにくいということで、その理由をつけて公表する。それが直近の市報になるので、9月1日号で公表いたしたいと思っている。

以上である。

伊藤委員長 公表して、また何か次の手続があるのか。

田中図書館長 公表して次ということはないが、答申については、市の考えはこういうことだと広くお知らせをするということである。

伊藤委員長 なるほど、説明をするということか。

田中図書館長 はい。

伊藤委員長 わかった。

ほかにご質問はあるか。ご意見でも結構である。

菊地委員長
職務代理者 まとめて言うと、結局、答申の場合には、人件費等いろいろ増えるけれども、それには、やっていけなくて、市の方針として出した

ほうであれば、今の予算範囲の中で、要するに時間の延長とかを図れるということで、サービスが向上すると考えてよろしいのか。

田中図書館長 予算の面で、答申では特に増えるとかそういうことではない。特に試算はしていないが、ただ、費用の面で別に比較をしているのではなくて、さっきお話をしたように、考え方として、正規職員を減じて非常勤嘱託を増やしていく、この方法はとりにくいということで、最初に提案をさせていただいている、一部委託の方式がよりベターであるという判断をしたということである。

菊地委員長
職務代理者 基本的に増えそうであるけれども。

向井教育長 正規職員……。

菊地委員長
職務代理者 はい。

伊藤委員長 よろしいか。
もしご意見、ご質問がないようであれば、先へ進めるけれども、よろしいか。
それでは、お諮りする。図書館運営体制の見直しについては、原案を可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 それでは、異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定する。

次に、日程第6、報告事項に移る。

順次、担当からご説明をいただく。

まず、報告事項1、今後の日程について、願います。

高橋庶務
課長補佐 今後の日程をお知らせする。

第9回教育委員会を、8月25日火曜日、午後1時30分から、801会議室で開会予定である。全委員のご出席をお願いする。

東京都市町村教育委員会連合会平成21年度第2回理事会及び理事研修会が、8月27日木曜日、理事会が午後2時から、理事研修会が午後3時から、東京自治会館大会議室で開催予定である。委員長及び菊地委員のご出席をお願いする。

第10回教育委員会を、10月13日火曜日、午後1時30分から、801会議室で開会予定である。全委員のご出席をお願いする。

第11回教育委員会を、11月10日火曜日、午後1時30分から、801会議室で開会予定である。全委員のご出席をお願いする。

第12回教育委員会を、11月24日火曜日、午後1時30分から、801会議室で開会予定である。全委員のご出席をお願いする。
以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

それでは、報告事項2、その他に移る。

浜田指導主事

小金井市立中学校の生徒の活躍についてご報告する。

部活動においては、日ごろより練習や試合に熱心に取り組んでいる。その中で、優秀な成績を残した生徒の活躍について報告させていただく。

まず、小金井第一中学校剣道部女子団体が、7月22日、23日に東京武道館で行われた第48回東京都中学校総合体育大会剣道大会において、市立中学校も含めた強豪校を相手に苦しみながらも、日ごろの練習成果を発揮し、勝ち進み、見事優勝を果たした。これにより、東京都大会、秋、春、夏と連続優勝となった。

本日8月11日は、日本武道館で関東中学校剣道大会に出場している。また、8月20日から熊本県人吉市で開催される全国中学校剣道大会へも出場する。

次に、新体操である。南中学校3年生、三浦莉奈さんが、8月8日から10日にかけて駒沢オリンピック記念公園体育館で開催された第40回関東中学校新体操大会に出場し、個人総合で準優勝した。8月18日から20日まで、佐賀県佐賀市で開催される全国大会へ出場する。さらなる活躍を期待している。

報告は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

ほかに学校教育部からはないか。
それでは、生涯学習部のほうから。

渡辺生涯
学習部長

ない。

伊藤委員長

よろしいか。
それでは、報告事項が終わった。
本日の審議はすべて終了した。
これをもって、平成21年第8回教育委員会定例会を閉会とする。
ありがとう。

閉会 午後3時01分